

「令和2年度NPO基盤強化支援事業募集要項」

1. 趣旨

『公益財団法人おおいた共創基金（めじろん共創応援基金）』（以下、「基金」という。）は、行政、民間といった従来の制度的枠組みでは十分に対応しきれない新しい地域課題に対し、公益活動を支援したいとする県民から必要な資金を募り、これをボランティア団体、NPO法人、コミュニティ団体等（以下「NPO団体」という）の活動支援を行っています。

基金では、NPO団体が自ら寄付金集めのノウハウを身につけることにより、その基盤強化に取り組み、地域課題の解決のための継続的な活動に対して支援することを目的にこの支援事業を行います。

2. 対象となる団体及び団体数

- ・ 公益的、社会的な活動を行っている大分県内のNPO団体。活動の分野、法人格の有無は問いません。ただし、県内に主たる事務所を有し、原則として1年以上の活動実績があると同時に、本事業の終了後も継続して寄付金等により財源を確保することができて活動を継続できる見込みのあるNPO団体が対象です。
- ・ 大分県公式ポータルサイト「おんぽ」にて、★1つ以上を取得していること（応募締切までに取得可）
- ・ 3団体程度

3. 寄付金集めの期間及びその方法

- ・ 令和2年9月1日（火）～令和3年2月5日（金）の期間、寄付金集めに取組んでいただきます。
- ・ めじろんグッズ（募金箱、のぼり旗、ジャンバー、ティッシュ等）の貸出及び配布
- ・ 基金のホームページ等による募金の呼びかけ
- ・ 採択団体と連携した寄付金集め
- ・ その他（採択団体独自の募集方法等）

4. 基金からの助成金

- ・ 寄付金集めの期間中に集めた寄付金額と同額の助成金を支給します。（但し、1団体あたりの上限金額は、10万円とする）

5. 助成の対象となる事業

- ・ 令和3年4月1日～令和4年2月28日までの間で実施する事業を対象とします。
- ・ 既存事業及び新規事業が対象です。
- ・ 分野の指定は行いません。

6. 助成の対象となる経費

- ・申請する事業を実施するために必要な費用であり、使途が明確で適切な金額であること
- ※旅費交通費、印刷費、通信費、謝金、消耗品費、人件費など、この事業に伴う諸経費が対象になります。

※団体の他の事業と共通する運営費や管理費は、原則として対象になりません。

7. 応募方法

- ・所定の助成申請書に必要事項を記入の上、郵送または持参にて当財団事務局まで申請してください。

①助成申請書（[収支予算書]含む）（1部）

②添付資料（各1部）

- ア. ニュース類（活動内容がわかるもの）
- イ. 定款または団体の規約（またはそれに準ずるもの）
- ウ. 直近の事業報告書及び活動計算書（収支計算書）

※添付書類を含む申請書類は原則として返却いたしません。

8. 応募受付期間

- ・令和2年7月1日（水）～令和2年7月31日（金）
（7月31日午後5時必着）
- ・募集要項、助成申請書、収支予算書は、ホームページ（<http://www.mejiron.org/>）よりダウンロードできます。

9. 審査

- ・審査は、審査要項により基金で行います。
- ・一次審査（書類審査）を行い、採択の可能性のある団体については、取り組もうとしている事業内容や寄付金集めの手法について、基金より、ヒアリングを行います。
- ・ヒアリングの後、採択団体を決定します。全申請団体に対して結果通知します。
- ・ヒアリング実施日時等については、その都度お知らせします。
- ・審査は非公開とします。審査内容に関するお問い合わせには応じられません。

10. 審査の基準となる事項

- ①地域のニーズや課題を的確に踏まえた公共性の高い事業活動であり、地域課題の解決に結びつくことが期待できるか。
- ②事業内容が実現可能であり、スケジュールや予算書の内容に無理はないか。
- ③寄付金確保の方法が実現可能なものであるか。
- ④本事業終了後も、活動を継続するための運営体制の強化や安定的な収入確保が実現可能であるか。

※申請書の記載が事実と異なる場合、この支援事業の趣旨と異なることが明らかな場合は選考の対象となりません。

11. 決定および支援の実施予定日

- ・決定は当該団体に文書で、概ね令和2年8月28日頃までに通知するとともに、基金のホームページ等に掲載します。（マスコミへの情報提供も行います。）
- ・決定後に速やかに、寄付金集めの具体的な計画等について、当該団体と基金で協議します。

12. 発信情報の提供及び報告書の提出

- ・助成決定後、基金ホームページならびにFacebook（フェイスブック）にて発信する採択団体の情報を提供していただきます。
- ・助成を受けた団体は、令和2年度の事業終了後1か月以内に、活動実績・成果・課題・収支報告・写真などを含む内容の最終報告書の提出を義務とします。報告書の目的は、当基金の寄付者に寄付金の使われ方を報告するとともに、この事業の成果を県民へPRするための資料とするものです。

13. 支援事業の変更と返還義務について

- ・支援決定後、やむを得ない理由で事業内容を変更しなければならなくなった場合は、必ず基金までご相談ください。
- ・以下のような場合、助成金の全部または一部を返還していただく義務が発生することがあります。

①対象となる事業を中止・縮小した場合

②助成金を申請目的以外に使用した場合

③偽り、その他不正な手段により助成金の給付を受けたことが判明した場合

14. 応募・問い合わせ先

公益財団法人おおいた共創基金事務局

〒870-0907 大分市大津町2丁目1番41号 Tel・Fax：097-556-3116